

高知県個人情報保護条例の改正について（答申）

平成17年2月

高知県個人情報保護制度委員会

答申に当たって

高知県個人情報保護条例は、平成13年10月に、個人の権利利益を保護するための制度として施行され、年々請求件数も増加している。

この間の情報通信技術の発展は著しく、インターネットを利用した各種申請のオンライン化や行政事務の電算化等が進み、県民の利便性は高まる反面、個人情報の不適正な取扱いによる情報の漏えい事件が頻発し、大きな社会問題となっていることから、個人情報に適正に取り扱われるよう規制の強化が望まれていた。

こうした状況を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律」や「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」など個人情報保護関連5法が成立し、国の行政機関等における個人情報の取扱いに関する基本事項が定められたことから、県においても個人情報保護制度を見直す必要が生じ、平成16年8月23日に、知事から当制度委員会に対し、高知県個人情報保護条例の改正について諮問されたものである。

これを受けて、当制度委員会は計6回の審議を重ね、個人情報保護施策のさらなる充実という観点から、実施機関の追加や職員等に対する罰則規定の創設等、条例の改正項目を検討し、ここに答申を取りまとめたものである。

今後、この答申の趣旨を十分に踏まえ、速やかに条例改正に取り組むことを期待するものである。

平成17年2月4日

高知県個人情報保護制度委員会
会長 恒石 静男

目 次

第1	実施機関の追加について	1
1	個人情報取扱事務登録簿の作成・閲覧	2
2	収集の制限	2
3	利用の制限	3
4	提供の制限	3
5	オンライン結合による提供の制限	4
6	非開示情報（犯罪予防・捜査等情報）	4
7	開示、訂正及び利用停止の適用除外	5
第2	罰則規定を設けることについて	6
第3	条例第16条の非開示規定の見直しについて	9
第4	存否応答拒否の規定を設けることについて	10
第5	事案の移送の規定を設けることについて	11
第6	大量請求に対する開示決定等の期限の特例を設けることについて	12
第7	開示請求者の本人確認に関する規定の見直しについて	13
第8	特定分野の適用除外について	14
第9	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の開示、訂正及び 利用停止の規定の適用を受けないとされる個人情報の取扱いについて	15
第10	独立行政法人等及び地方独立行政法人の取扱いについて	16
参 考		
1	高知県個人情報保護制度委員会の審議状況	17
2	高知県個人情報保護制度委員会の委員名簿	17

第1 実施機関の追加について

公安委員会及び警察本部長（以下「公安委員会等」という。）を実施機関に加えることが適当である。

なお、警察業務の特殊性及び全国斉一性等の観点から、一定の例外的な取扱いを認めることが必要である。

議会については、その主体性に委ねるものであるが、個人情報保護の観点から、実施機関に加わることを期待するものである。

（説明）

公安委員会等は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号。以下「条例」という。）の実施機関となっていないが、それは、警察業務の特殊性や全国斉一性等の観点から、条例制定時に実施機関に加えるかどうかの判断を保留してきたことによるものである。

しかしながら、平成17年4月1日に施行される、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関法」という。）は、国家公安委員会と警察庁を含むすべての国の行政機関を対象としており、また、多くの都道府県で公安委員会等が個人情報保護条例の実施機関となることが検討されていることから考えて、実施機関に加わることに支障はないと思われる。

さらに、公安委員会等が取り扱っている個人情報は、多種多様にわたっており、個人情報を保護する必要性は、県の他の機関と異なるものではない。

こうしたことを踏まえ、公安委員会等を条例の実施機関に加えることが適当であると判断する。

ただし、公安委員会等が取り扱う個人情報は、機密性が強く特殊性を有していること、都道府県警察は警察法（昭和29年法律第162号）第16条第2項及び第59条の規定により、一定の事務について警察庁長官の指揮監督を受け、相互に協力する義務が課せられていることなどから、現在の条例の規定をそのまま適用すると、警察の業務遂行に支障を及ぼすおそれがあると思われる。

このため、公安委員会等を実施機関に追加するに当たっては、警察法第2条第1項に定める「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持（以下「警察の責務」という。）」の遂行に支障が生じないように、条例上一定の例外規定を設ける必要がある。

議会を実施機関に加えるかどうかの判断は、議決機関としての主体性を尊重すべきであるが、個人情報を保護する必要性は、県の他の機関と異なるものではなく、個人情報保護への適切な対応を図るため、実施機関に加わることを期待するものである。

公安委員会等を実施機関に追加するに当たって、配慮が必要な事項は以下のとおりである。

1 個人情報取扱事務の登録簿の作成・閲覧（条例第7条）

条例の趣旨

本条は、実施機関が個人情報を取り扱うときは、その事務の名称、目的及び理由、項目、収集先等について個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供することを定めたものである。

このことによって、自己に関する個人情報の内容などについて確認することができることとなるものである。

委員会の考え方

公安委員会等が取り扱う個人情報については、これを公にすることにより警察が関心を持っている情報や捜査手法などが推察されることとなり、警察の責務の遂行に支障が生じるおそれがある。

このため、登録簿を一般の閲覧に供することにより、警察の責務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると公安委員会等が認めるときは、条例第7条の規定の例外とすることが適当である。

2 収集の制限（条例第8条）

(1) 目的の明確化（条例第8条第1項）

条例の趣旨

本項は、個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集することを定めたものである。

委員会の考え方

条例は、登録簿に記載することで目的を明示するよう規定しているが、目的を明確にすることにより警察の責務の遂行に支障が生じるおそれがあると考えられる。

このため、公安委員会等が、警察の責務の遂行を目的として個人情報を収集するときは、条例第8条第1項の規定の例外とすることが適当である。

(2) センシティブ情報の収集禁止の原則（条例第8条第3項）

条例の趣旨

本項は、思想、信条等に関する個人情報及び犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、個人の権利利益を侵害するおそれが大きいため、原則として収集を禁止するよう定めたものである。

委員会の考え方

特定の思想に基づく極左暴力集団による事件では、犯罪行為と思想・信条等が密接に結びつき、捜査対象者に関するこれらの情報を取得することが必要であり、また、保護の事務においては、病歴等の情報を収集しなければならないことが想定されるなど、センシティブ情報の収集なしには警察の責務の遂行に支障が生じるおそれがある。

このため、公安委員会等が、警察の責務の遂行を目的としてセンシティブ情報を収集するときは、条例第8条第3項の規定の例外とすることが適当である。

なお、その運用に当たっては、個人情報に十分配慮し、慎重に対応することを求めるものである。

(3) 本人収集の原則（条例第8条第4項）

条例の趣旨

本項は、個人情報を収集するときは、本人の同意があるときや法令等の規定に基づくとき等を除き、本人から収集することを原則として定めたものである。

委員会の考え方

犯罪捜査のために行う情報収集は、被疑者の逃走、証拠隠滅等を防止するために秘匿して行うことが不可欠である。また、家出人の捜索等に当たり、第三者から当該家出人等に関する情報を収集することができなければ、捜索に支障を及ぼすと認められる。

このため、公安委員会等が、警察の責務の遂行を目的として個人情報を収集するときは、条例第8条第4項の規定の例外とすることが適当である。

なお、その運用に当たっては、個人情報に十分配慮し、慎重に対応することを求めるものである。

3 利用の制限（条例第9条）

条例の趣旨

本条は、本人の同意があるときや法令等の規定に基づくとき等を除き、収集した個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、実施機関内において利用してはならないとの原則を定めたものである。

委員会の考え方

警察の責務の遂行において、犯罪の捜査等以外の目的で収集した個人情報であっても、犯罪捜査等に利用する場合があります。個人情報の利用が、目的の範囲内に限定されると警察の責務の遂行に支障が生じるおそれがある。

このため、警察の責務の遂行を目的として、公安委員会等が、保有する個人情報を収集した目的以外の目的に利用する場合であって、利用することにつき相当の理由があるときは、条例第9条の規定の例外とすることが適当である。

4 提供の制限（条例第10条）

条例の趣旨

本条は、本人の同意があるときや法令等の規定に基づくとき等を除き、収集した個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、実施機関以外のものに提供してはならないとの原則を定めたものである。

委員会の考え方

犯罪が広域化、複雑化、多様化したことにより、個々の都道府県警察のみですべての事案に対応することは困難な状況となっており、警察庁を含めた全国警察との連携を図りながら一体となって対処することが求められている。また、捜査の

ため聞き込み等を行う場合には、情報収集を効果的に実施するため必要な範囲内で一定の個人情報を提供し、目的とする情報を収集することがある。

さらに犯罪被害者を保護するため、被害者に被疑者の人定事項や捜査状況等に係る情報を提供する場合がある。

このため、警察の責務の遂行を目的として、公安委員会等が、他の実施機関、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体に、保有する個人情報を収集した目的以外の目的で提供する場合であって、提供することにつき相当の理由があるときは、条例第10条の規定の例外とすることが適当である。

また、同様の目的で、国等の公的機関以外のものに、保有する個人情報を収集した目的以外の目的で提供する場合であって、提供することにつき特別の理由があるときも例外とすることが適当である。

5 オンライン結合による提供の制限（条例第11条）

条例の趣旨

本条は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときであって、あらかじめ、個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上でなければ、オンライン結合による個人情報の提供を行ってはならないとの規定を定めたものである。

委員会の考え方

犯罪が広域化、複雑化、多様化する中で、犯罪捜査等の業務を効果的に推進するために、警察庁及び都道府県警察を結ぶオンラインシステムが構築されている。このオンラインシステムは専用回線で接続し、データが暗号化されるなど適切なセキュリティ対策が施されている。

このため、警察の責務の遂行を目的として、公安委員会等が、警察庁又は他の都道府県警察に個人情報を提供する場合であって、オンライン結合により提供することに相当の理由があるときは、条例第11条の規定の例外とすることが適当である。

6 非開示情報（条例第16条第5号）

条例の趣旨

本号は、「人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれのある情報」については、非開示とすることを定めたものである。

委員会の考え方

公安委員会等を実施機関に加えるに当たって、公共の安全等に関する情報をより明確に規定する必要がある。

このため現行条例第16条第5号を「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」と「人の生命、身体、財産等の保護に支障が生ずるおそれがある情報」に分割し、双方を非開示とすることが適当である。

なお、開示することにより、犯罪捜査等の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとの判断に当たっては、専門的・技術的判断を要することから、実施機関の第一次的な判断権を尊重することが適当である。

7 開示、訂正及び利用停止の適用除外（刑事事件に係る個人情報）

説 明

行政機関法では、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があったものに限る。）は、開示等の対象とすると前科等のチェックに利用されるおそれがあることから、開示、訂正、利用停止に係る規定の適用から除外している。

委員会の考え方

公安委員会等が実施機関に加わるに当たって、いわゆる犯歴情報を開示請求等の対象にすると前科等のチェックに利用されるおそれがあり、本人の社会復帰を妨げるなどの弊害が懸念される。このため、行政機関法と同様に刑の執行等に関する情報は、開示請求等の規定を適用しないことが適当である。

第2 罰則規定を設けることについて

個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護するために、実施機関の職員又は職員であったもの、受託業務従事者又は従事していた者、指定管理者等に対して罰則を設けるのが適当である。

受託業務従事者又は指定管理者の業務の従事者が、不正な個人情報の取扱いをした場合には、受託者又は指定管理者を罰する両罰規定を設けることが適当である。

また、偽りその他不正の手段により開示を受けた者に対して罰則を設けることが適当である。

(説明)

現行の条例には、個人情報保護審査会の委員が、守秘義務に違反したときに罰則（1年以下の懲役又は30万円以下の罰金）を設けているが、職員に対する罰則は設けていない。

それは、職員による個人情報の不正提供や漏えい等の行為があった場合には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）において守秘義務違反等に対する罰則が定められているからである。

しかしながら、高度情報化社会の進展に伴い、電子化された個人情報が漏えいした場合には膨大な個人情報が流出し、被害が甚大なものとなる可能性があり、また、現実に個人情報の漏えい事件は、官民間問わず頻繁に発生していることから、個人情報の適正な取扱いの確保が、これまで以上に強く望まれている。

こうしたことを踏まえ、行政機関法では、職員及び受託業務従事者等に対する罰則が定められているが、本県においても個人情報保護条例をより実効あるものとし、個人情報の適正な取扱いを担保するとともに、県政に対する県民の信頼を確保するため、職員及び受託業務従事者等に対し罰則を設けることが適当である。

罰則を科すべき対象者と行為は、次のとおりである。

1 実施機関の職員又は職員であった者

罰則を設けることについての考え方

実施機関の職員は、条例の中で個人情報の取扱いに関するさまざまな義務が課されており、県民の県政に対する信頼を確保するためにも、違反した場合に罰則を科すのは当然のことである。

また、実施機関の職員であった者についても、実施機関の職員と同様の責務を負うべきである。

罰則の概要

ア 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項を容易に検索できるよう体系的に構成されたものを提供したとき

イ 正当な理由がないのに、業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき

ウ 職権を濫用して、職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集したとき

ウの行為は、職員のみが対象者となるものであり、職員であった者は罰則の対象から除外する。

2 受託業務従事者又は受託業務に従事していた者、あるいはその使用者

罰則を設けることについての考え方

条例第14条には、委託等に伴う個人情報の適正な管理義務を定めているが、罰則を設けていない。それは、受託者等が守秘義務等に違反した場合、委託契約の解除や損害賠償などといった責務が課されるため、これによって個人情報の適正な取扱いを一定担保できるという考えによるものである。

しかし、本来県が行う業務を民間に委託しているものであり、受託者等は契約上の責務を負っているとはいえ、実施機関の保有する個人情報を取り扱う以上、実施機関の職員と同様の責務を負うべきである。

したがって、受託業務従事者又は受託業務に従事していた者が、不適正な個人情報の取扱いを行った場合には、実施機関の職員と同様に罰則を科すことが適当である。

また、受託業務従事者が違反行為を行った場合には、その使用者である法人にも監督責任があると認められ、個人情報の適正な取扱いを担保するためには、その法人に対しても罰則を科すことが適当である。

なお、両罰規定の適用に当たっては、使用者である法人が、違反行為を防止するため一定の措置を講じていた場合等には、免責すべきである。

罰則の概要

ア 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項を容易に検索できるよう体系的に構成されたものを提供したとき

イ 正当な理由がないのに、業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき

ウ 受託業務の従事者が、ア、イの行為を行ったとき、その使用者

3 指定管理者に対する罰則

罰則を設けることについての考え方

個人情報の保護に関して、負うべき責務は受託業務従事者と何ら変わることはなく、同様の罰則を科すことが適当である。

罰則の概要

受託業務従事者等の罰則と同じ。

4 個人情報保護制度委員会及び個人情報保護審査会の委員又は委員であった者に対する罰則

罰則を設けることについての考え方

個人情報保護審査会の委員は、諮問事項の審査等を通じ、多くの非開示情報を知ることとなるため、守秘義務が課され、これに違反したときには罰則（1年以下の懲役又は30万円以下の罰金）が設けられている。

一方、個人情報保護制度委員会の委員にも守秘義務は課されているが、非開示情報に触れる機会が少ないため、罰則は設けられていない。

制度委員会の職務内容は今後も変わらないと思われること、現行の規定で特に問題がないことから判断して、新たに制度委員会の委員に対する罰則を設けることや審査会の委員に対する罰則を変更する必要はないと判断する。

5 偽りその他不正の手段により、個人情報の開示を受けた者に対する罰則

罰則を設けることについての考え方

自己の個人情報の開示請求権を悪用して、不正な手段により他人の個人情報の開示を受けることは、情報の本人の権利利益を侵害する行為である。このような行為を抑制し、開示制度の適正化を担保する観点から、罰則を設けることが適当である。

罰則の概要

偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者

6 罰則の内容

量刑については、その性格から、行政機関法等との比較や地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき定めることが適当である。

第3 条例第16条の非開示規定の見直しについて

原則開示という基本理念を明確なものとするため、規定を見直すことが適当である。

(説明)

本来県の有する個人情報、本人から請求があった場合、開示するのが当然である。しかしながら現行条例では、開示してはならない個人情報を列挙したうえで、これらについて開示してはならないという規定にしている。

「原則開示」という条例の主旨をより明確なものにするため、非開示情報が記録されている場合を除き、開示する義務があることを、より強く前面に打ち出した規定に見直すことが適当である。

第4 存否応答拒否の規定を設けることについて

開示請求に係る個人情報の存否を答えるだけで非開示情報を開示したこととなる場合、当該個人情報の存否を明らかにしない決定をすることができるよう規定を設けることが適当である。

なお、運用に当たっては、個人の利益を第一に考え、慎重に取り扱う必要がある。

(説明)

通常の開示請求では、対象となる個人情報の存否を明らかにし、開示等の決定を行うべきであるが、個人情報の内容によっては、その存否を明らかにしただけで、非開示とするべき情報を開示したこととなる場合がある。

このため行政機関法第17条では、「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」としており、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第8条でも同様の規定を設けている。

個人情報の開示請求でも、存否を明らかにしただけで、非開示とするべき情報を開示したこととなる場合が想定されることから、当該開示請求を拒否することができる旨の規定を設けることが適当である。

また、是正請求についても開示請求と同様に、当該是正請求を拒否することができる旨の規定を設けることが適当である。

なお、この規定は、開示請求等における例外的な措置であり、運用に当たっては、個人の利益を第一に考え、慎重に取り扱う必要がある。

第5 事案の移送の規定を設けることについて

開示請求に係る個人情報、他の実施機関から提供されたものである場合又は他の実施機関において開示決定等をする方が、迅速かつ適切な処理ができる場合には、事案の移送ができるよう規定を設けることが適当である。

(説明)

開示請求に係る個人情報が、他の実施機関から提供されたものである場合には、開示の是非を当該他の実施機関で判断した方が、迅速かつ適切に処理できる場合がある。

行政機関法第21条と第33条には、開示請求、訂正請求に係る事案の移送の規定が設けられており、また、情報公開条例第12条にも同様の規定が設けられている。

個人情報の開示請求においても、対象となる公文書が他の実施機関より提供されたものである場合などには、当該他の実施機関で判断する方が迅速かつ適切な処理ができると思われることから、事案の移送の規定を設けることが適当である。

訂正請求についても、同様のケースが想定されることから、事案の移送の規定を設けることが適当である。

第6 大量請求に対する開示決定等の期限の特例を設けることについて

大量の個人情報の開示請求に対する開示決定等の期間延長の特例については、新たな規定を設けず、現行の規定で対応することが適当である。

(説明)

現行条例では、開示請求書を受理した日から15日以内に開示決定等を行わなければならないことになっているが、やむを得ない理由がある場合には、当該期間を延長することができることとされている。

個人情報の開示請求では、大量請求に該当するような事例が少ないと思われること、また、著しく大量な公文書の開示請求があった場合には、現行条例の規定で対応できると思われることから、大量請求に対する開示決定等の期限の特例を設ける必要はないと判断する。

なお、期間延長の運用に当たっては、請求内容と延長期間を勘案し、できるだけ早く開示決定等をする必要がある。

第7 開示請求者の本人確認に関する規定の見直しについて

個人情報の重要性を考慮して、開示請求者の本人確認は、現行の規定どおり請求時と交付時の2回行うことが適当である。

(説明)

現行条例では、開示請求時と開示時の2回本人確認を行うように規定している。これは個人情報本人以外の人に開示されることを防ぐために設けられた規定である。

しかし、開示請求者にとって、開示請求時と開示時の2回窓口で手続を取らなければならない、遠隔地に居住している方や身体の不自由な方にとって、時間的、経済的に大きな負担となっていると思われる。

確かに、本人確認を開示請求時か開示時のどちらか1回にすれば、開示請求者の利便性は向上するが、個人情報の漏洩する恐れも増大する。

例えば、本人になりすました者から開示請求を受け付け、本人以外には開示することのできない情報を開示する場合、あるいは開示文書を送付の途中で紛失してしまうことなどが考えられる。

このような危険性がある以上、開示請求者に対する利便性を考慮しても、これまでどおり開示請求時と開示時の2回本人確認をすることが適当である。

第8 特定分野の適用除外について

特定分野の適用除外については、現行条例の附則第3項の規定で対応することが適当である。

(説明)

個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)では、報道、著述、学术研究、政治、宗教の5分野については、憲法上の表現の自由等との関係から、個人情報取扱事業者の義務等の規定の適用から除外している。

この件については、当委員会でもさまざまな意見が出されたが、現行条例の附則第3項では、「制度委員会の意見を聴いた上で定める特定活動分野については、事業者規定を適用しないことができる」としているため、これらの5分野については、この附則の運用により対応することが適当である。

第9 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の開示、訂正及び利用停止の 規定の適用を受けないとされる個人情報の取扱いについて

他の法律の規定により、行政機関法の開示、訂正及び利用停止の規定の適用を受けないとされている個人情報については、条例の適用から除外することが適当である。

(説明)

行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第61号)では、不動産登記法(平成16年法律第123号)や戸籍法(昭和22年法律第224号)などに基づいて作成された書類を行政機関法の開示、訂正及び利用停止の規定の適用から除外している。

これは、法律の規定により独自に開示制度等が定められているものについては、個々の制度を優先するという趣旨によるものである。

このことを踏まえ、行政機関法の適用を受けないとされている個人情報については、条例においても適用除外とすることが適当であると判断した。

なお、条例第30条第3項の「法令等に個人情報の開示、訂正又は是正の請求の規定があるときは、当該法令等の定めるところによる。」という条文で対応できるのではないかとの意見もあり、条例上の規定の仕方については検討を要する。

第10 独立行政法人等及び地方独立行政法人の取扱いについて

独立行政法人等の行う事務事業は公益性が高く、また、独自に法律も制定され、個人情報の保護に対する体制整備がされており、事業者規定から除外することが適当である。

地方独立行政法人については、本県においては、その取り扱う個人情報の保護に対する施策が未整備であることから、県が出資する法人を含めて、個人情報の保護に関する施策のあり方を議論していく必要がある。

(説明)

条例第2条第3号で、国及び地方公共団体は事業者から除外されている。

それは国や地方公共団体は、その職務の遂行上さまざまな個人情報を取り扱うことから、法律や条令により個人情報を保護するための義務が課されているからである。

独立行政法人等の行う事務事業は、これまで国が実施してきたものであり、公益性が高いことから「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」により、国と同等の義務が課せられている。こうしたことから、独立行政法人等を条例の事業者規定から除外するのが適当である。

しかしながら、地方独立行政法人は、本県においては、その取り扱う個人情報の保護に対する施策が整備されていないことから、県が出資する法人を含めた全体の個人情報の保護に関する施策のあり方を慎重に議論し、個人情報の適正な取り扱いを確保するとともに、情報公開に向けた取組みが後退することのないように留意すべきである。

参 考

1 高知県個人情報保護制度委員会の審議状況

開催年月日	主 な 審 議 内 容
平成16年 8 月23日	・ 諮問 ・ 審議（諮問項目 3 ～ 10）
平成16年 9 月 6 日	・ 審議（諮問項目 2 ）
平成16年11月10日	・ 警察本部からの意見聴取 ・ 審議（諮問項目 1 ）
平成16年11月19日	・ 警察本部からの意見聴取 ・ 審議（諮問項目 1 ）
平成16年12月 3 日	・ 審議（諮問項目 1 ）
平成17年 1 月19日	・ 答申案の審議

2 高知県個人情報保護制度委員会の委員名簿

役 職 名	氏 名	職 業 等
会 長	恒 石 静 男	高知県医師会常任理事
副 会 長	稲 田 知 江 子	弁護士
委 員	市 川 千 香	葉山村社会福祉協議会事務局長
委 員	大 谷 紀 美 子	高知大学教育学部教授
委 員	新 階 日 出 夫	（株）テレビ高知報道・技術センター報道担当部長
委 員	藤 井 秀 年	西日本電信電話（株）高知支店副支店長
委 員	和 田 健	社会福祉法人高知県社会福祉協議会常務理事